

特定工場における生産施設の面積

※小数点以下は切り捨てること

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場	セー1	1,000	1,500	+500
(機械プレス工場)	(セー1-1)	(600)	(900)	(+300)
(")	(セー1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セー2	1,000	500	△500
第3製造工場	セー3	1,000	1,500	△500 +1,000
組立工場	セー4	1,000	変更なし	
ボイラー室	セー5	100	〃	
航空機部品工場	セー6	なし	1,500	+1,500
1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。 2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセー1-1、セー1-2といった枝番号を付し、その面積を()内に記載すること				
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

セー1-1とセー1-2とは別棟の建屋であるが、仕訳上1単位の製造工場又は製造工程とみる

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない

セー4、セー5の記載を省略した場合も合計欄には含める

既存の生産施設に新たな生産施設を500㎡増設する場合

1,000㎡の既存の生産施設を500㎡廃棄する場合

1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合

新たな生産施設を1,500㎡増設する場合

増減は、それぞれ延面積で表すこと

(注) 法第8条第1項(変更)の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

※ 2以上の業種に属する特定工場は次の「特定工場の業種別生産施設面積一覧表」を添付すること。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積 (㎡) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設用 敷地計算係数
第1 製造工場	セ - 1	1, 500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第2 製造工場	セ - 2	500 (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第3 製造工場	セ - 3	1, 500 (+1, 000) (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
組立工場	セ - 4	1, 000	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
ボイラー室	セ - 5	100	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セ - 6	1, 500 (+1, 500)	航空機胴体部品	その他の航空機部分品・補助装 置製造業 (3149)	65%	-

- (注) 1 共用施設（各業種で共用する生産施設たる用役施設（ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等））の生産施設面積は、それを使用して
いる業種のうち準則値（敷地の面積に対する生産施設の割合）の厳しい方の生産施設に含めることとする。
- 2 今回の変更届出で、変更のない生産施設については記載を省略して差し支えない。
- 3 一の業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない